

2 経営第 1 1 7 7 号  
令和 2 年 7 月 2 7 日

各都道府県担当部長  
各都道府県農地中間管理機構理事長  
各都道府県農業委員会ネットワーク機構会長

} 殿

農林水産省経営局長

改正農地中間管理事業法を踏まえた農地の利用集積・集約化の加速に向けた取組  
の更なる強化について

農地中間管理機構（以下「農地バンク」という。）による担い手への農地の利用集積・集約化に関する令和元年度の実績については、6月26日に開催された農林水産業・地域の活力創造本部（本部長：内閣総理大臣）において報告を行い、今後、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）に基づき、地域の関係者が一体で人・農地プランの実質化を話し合いにより集中的に推進し、実質化されたプランを核に担い手への農地利用の集積・集約化の具体化を順次進める必要があることが確認されました（別紙1）。

つきましては、各都道府県・農地バンク・農業委員会ネットワーク機構におかれましては、別紙2の改善方針を踏まえ、速やかに各都道府県における対応方針の検討・実施を共同して進め、その対応方針・実施状況について、後日別途送付する様式に従い、8月21日（金）までに管轄する地方農政局長等（北海道にあつては農林水産省経営局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）へ御報告願います。

報告いただいた内容を踏まえ、9月以降、都道府県別ヒアリングを実施させていただきますので御協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、管内の市町村及び農業委員会には、貴職から周知いただきますようお願いいたします。

2 経営第 1 1 7 7 号  
令和 2 年 7 月 2 7 日

各地方農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長 } 殿

農林水産省経営局長

改正農地中間管理事業法を踏まえた農地の利用集積・集約化の加速に向けた取組  
の更なる強化について

農地中間管理機構による担い手への農地の利用集積・集約化に関する令和元年度の実績については、6月26日に開催された農林水産業・地域の活力創造本部（本部長：内閣総理大臣）において報告を行い、今後、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）に基づき、地域の関係者が一体で人・農地プランの実質化を話し合いにより集中的に推進し、実質化されたプランを核に担い手への農地利用の集積・集約化の具体化を順次進める必要があることが確認された。

については、別添のとおり、各都道府県担当部長・機構理事長・農業委員会ネットワーク機構会長に対し、各都道府県における対応方針・実施状況について8月21日（金）までに報告するよう通知を発出したので御了知の上、管内の取りまとめを行っていただくようお願いする。

2 経営第 1 1 7 7 号  
令和 2 年 7 月 2 7 日

一般社団法人全国農業会議所会長  
全国農業協同組合中央会会長  
公益社団法人全国農地保有合理化協会会長  
全国土地改良事業団体連合会会長

殿

農林水産省経営局長

改正農地中間管理事業法を踏まえた農地の利用集積・集約化の加速に向けた取組  
の更なる強化について

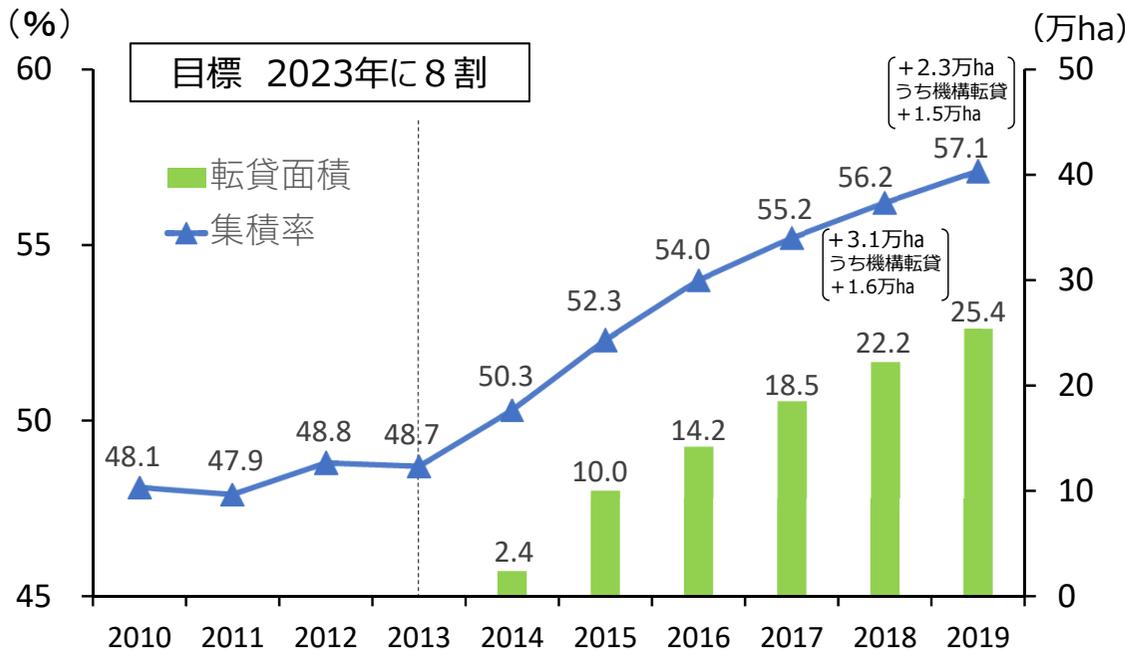
農地中間管理機構による農地の集積・集約化に関する令和元年度の実績については、6月26日に開催された農林水産業・地域の活力創造本部（本部長：内閣総理大臣）において報告を行い、今後、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）に基づき、地域の関係者が一体で人・農地プランの実質化を話し合いにより集中的に推進し、実質化されたプランを核に担い手への農地利用の集積・集約化の具体化を順次進める必要があることが確認されました（別紙1）。

については、別紙2のとおり改善方針を定めましたので、御了知いただくとともに、特段の協力をお願いいたします。

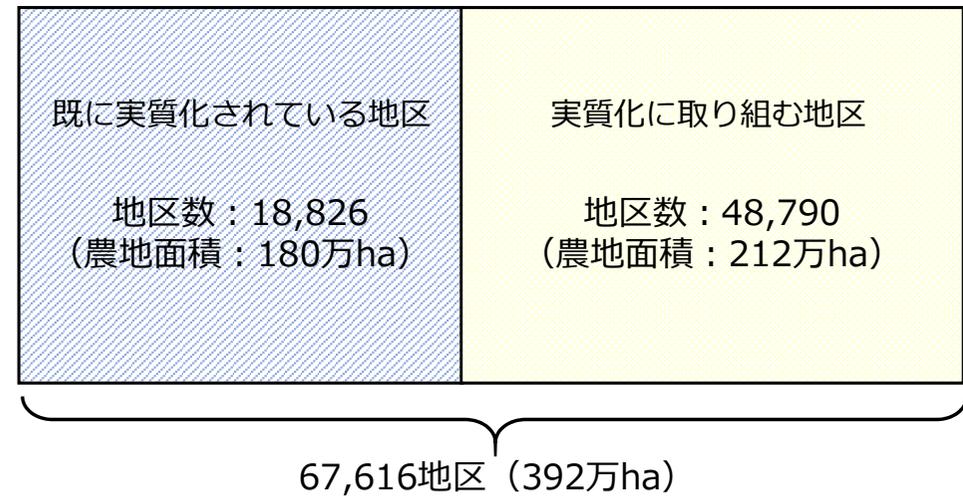
# 農地バンクによる農地の集積・集約化

- 農地バンクを創設した2014年以降、担い手への農地集積は上昇。**2019年度は2.3万ha増加し、そのシェアは57.1%**となった。
- 農地集積・集約の加速化に向けた地域農業の点検の取組である**人・農地プラン（地域農業の将来の設計図）の実質化**については、既に実質化されている地区が**18,826地区**、工程表を作成して実質化に取り組む地区が**48,790地区**となった。

- **全耕地面積に占める担い手の利用面積のシェア**
- **農地バンクの取扱実績（転貸面積）**



- **人・農地プラン実質化の取組状況**



(注) 人・農地プラン実質化の取組状況における農地面積は、市町村の報告ベースであり、耕地及び作付面積統計による耕地面積とは必ずしも一致しない。

## 対応方針

- 改正農地中間管理事業法（2020年4月完全施行）に基づき、**地域の関係者一体で、2020年度に人・農地プランの実質化を話し合いにより集中的に推進し、実質化されたプランを核に担い手への農地の集積・集約化の具体化を順次進める。**

## 令和2年度の農地バンク事業を加速化させるための改善方針

## I 改善方針

6月26日に開催された農林水産業・地域の活力創造本部において確認されたとおり、今後、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号。以下「改正農地中間管理事業法」という。）に基づき、行政、農地中間管理機構（以下「農地バンク」という。）、農業委員会系統、JA系統及び土地改良区などの地域の関係機関が一体で、令和2年度に人・農地プランの実質化を話し合いにより集中的に推進し、実質化されたプランを核に担い手への農地の集積・集約化の具体化を順次進める。その際、各都道府県段階に加えて市町村段階でも推進体制を早急に構築し、一体となって取り組むことが重要である。

また、3月31日に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）においても、農地バンクのフル稼働として、「農地中間管理事業の事務簡素化、体制の統合一本化（農地利用集積円滑化事業を農地中間管理事業に統合）に伴う推進体制の強化により、担い手への農地の集積・集約化を加速化する。特に、農地利用の効率化や、スマート農業を促進する等の観点で、農地の集積・集約化が今後、更に重要になることを踏まえた現場の取組の推進を図る。」とされている。

## 1 人・農地プラン実質化の推進

- ① 人・農地プラン実質化については、「人・農地プランの具体的な進め方について」（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）に従って、地域の話合いを活性化させ、実質化された人・農地プランとなるよう引き続き取組を進める。
- ② 実質化を進めるに当たって、特に農業委員会は市町村と連携してアンケートを実施するとともに、農業委員・農地利用最適化推進委員は地域の状況の地図化や話し合いの活性化に資するよう、農地の保有及び利用の状況、農地の所有者の農業上の利用の意向その他の農地の効率的な利用に資する情報の提供を行う。
- ③ 農業者がいない等の理由により実質化に向けた工程表を作成できていない地域こそ将来の農地利用について話し合うことが重要であるため、当該地域内の農業者に対し、人・農地プラン実質化の必要性やプランに関連した各種支援措置を確実に周知し、実質化の取組を促す。
- ④ 「農地中間管理機構の活動状況等に関するアンケート調査」（経営局農地政策課において実施。6月26日に農地中間管理機構の実績等と合わせて公表。）において、農業委員会と農地バンクとの連携が「うまくいっていない」又は「十分ではない」と回答した市町村が、前年に比べ大きく改善はされているものの、全体の62%を占めている。農地の集積・集約化を加速させるために、より一層の連携強化を図る。
- ⑤ 農地バンクは、特に、農地中間管理事業（以下「農地バンク事業」という。）の重点実施区域の全てについて、人・農地プランが実質化され、農地の集積・集約化が具体化

されるよう、市町村・農業委員会等との連携を強化し、積極的に地域の話合いに参加するなど、重点的に推進する。

- ⑥ 新型コロナウイルス感染症を予防するため、地域で話合いを行う際には、感染拡大予防対策を十分に講じる。話合いが困難な場合には、話合いに用いる地図の作成や推進チームの体制整備など円滑な再開に向けた準備を進めるとともに、非対面での意見集約手法を試みる等により取組を進める。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による農業者の経営への影響を注視し、必要に応じて工程表の見直しを行う。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により話合いが中断することはやむを得ないが、実質化の気運が後退することのないよう、関係機関が一体となって当該地域での推進活動を継続する。

## 2 地域の農地利用を担う担い手の育成・確保

- ① 既に高齢化等に伴う認定農業者等の担い手のリタイアや集落営農の解散が顕著に一部地域では見られている。人・農地プランで定める地域の5～10年後の将来像の実現に向け、実質化された人・農地プラン（実質化された人・農地プランと取り扱える同種取決め等を含む。以下同じ。）の内容を実行するための話合いや、人・農地プラン実質化に向けた話合いを通じ、どのように後継者となる担い手を育成・確保し、集積を進めていくのか検討し、地域内で経営継承に向けた具体的な行動に繋げることが重要である。
- ② 既存の担い手への支援として、農業経営相談所の専門家の派遣や、相談所の取組に係る優良事例集の令和2年度中の作成等を通じ、経営感覚のある担い手を育成し、安定して経営を継続していけるよう支援するとともに、集落営農を始めとする法人経営体設立の加速化を図る。
- ③ また、認定新規就農者も担い手の一類型であり、農地バンクにおいて貸付先を決定する際には、世代間バランスの取れた農業構造の確立に向けた地域における農業経営の継承の観点から、認定新規就農者への貸付けについて配慮する。
- ④ 農地バンク、都道府県、市町村、新規就農相談センター、農業大学校、農業委員会等の関係機関において相互に就農希望に関する情報共有を行い、新規就農者の農地確保を支援する取組を推進する。

一部の地域では、関係機関が支援チームを立ち上げ、地域の合意形成を行った上で予め新規就農者へ優先して貸し付けるための一団の農地を用意する取組が効果を上げていることから、こうした取組（新規就農モデル団地）を積極的に推進する。また、改正農地中間管理事業法により、農地中間管理権を有する農地において実地による研修事業を実施することが可能となったため、積極的に活用するとともに、研修期間満了後に研修者が希望する場合には、当該研修農地の貸付けに配慮する。

- ⑤ 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第30条の2に基づき、国、都道府県、市町村及び農業委員会は、認定農業者及び認定新規就農者に関する情報を相互に提供するとともに、農地バンクは、農地バンク事業の実施に当たって、市町村から認定

農業者等の情報提供を受け、適切に貸付先を決定する。

- ⑥ その他、認定農業者や認定新規就農者で認定期間の満了を迎える者が、円滑に農業経営改善計画の再認定・認定を受けるよう、行政と農地バンクは期間満了者に対して働きかけること。

### 3 農地集積・集約化の具体的な取組について

- ① 実質化された人・農地プランに基づき、地域の農地利用を担う担い手への集約方針に沿って、農地バンクの活用等を通じた具体的な農地集積を実行する。また、新たな担い手の育成や外部からの担い手の呼び込みが必要と判断した地区については、農地バンクへの借受希望者の情報など、関係機関が保有する担い手や当該地区への参入意向等の情報を共有し、関係機関が一体となって担い手の掘り起こし、農地集積を進める。
- ② 農用地利用集積計画一括方式について、令和元年度に 251 市町村において活用実績があった。導入した農地バンクでは期間短縮や事務手続の簡素化に繋がったとの声もあり、今後は、未活用県も含めて一括方式の更なる積極的な活用を進める。その際、新たな借入・転貸の際は一括方式、既転貸の再更新の際は配分計画による貸付を行うなど、ケースに応じて適当な手法を活用することを予め決定しておくことが重要である。
- ③ 農地利用集積円滑化事業と農地バンク事業の統合一体化については、農地の情報や管理主体が農地バンクに一元化され、地域における集積・集約化を進める上で有効であることから、管内の農地利用集積円滑化団体が農地売買等事業のために借り受けた農用地等の権利関係等を整理し、農地利用集積円滑化団体と農地バンクが連携する体制を構築した上で、農地バンクへの移行方針を定め、円滑な移行を進める。
- ④ 生産性の向上やコスト低減のためには、農地集積のみで終わるのではなく、担い手がまとまった農地を使いやすい形で利用できるよう、段階的に貸付先を変更し、農地の集約化を進めていくことが重要である。このため、農地バンクの取扱実績を拡大し、地域の大宗の農地が農地バンクに貸し出されるよう取り組むとともに、担い手間の農地交換による農地集約の取組を進める。
- ⑤ また、機構関連農地整備事業等の基盤整備事業との連携は、農地の集積・集約を加速的に進める上で有効な手法であり、引き続き、業務委託等を活用し、土地改良区等の関係団体と連携を強化する。また、都道府県の農地整備担当部局や土地改良区等と連携して、基盤整備事業実施地区の農地集積状況や農地バンクの活用状況について評価を行い、低調な地区においては、改善策を講じて実行に移すとともに、基盤整備完了後のフォローアップも行う。特に、農地バンク事業の重点実施区域・モデル地区内における基盤整備事業実施地区は農地バンクを通じた農地集積を進めるべきであり、関係機関と情報共有を積極的に行い、農地バンクの活用率が向上するよう働きかける。
- ⑥ 国において地域における農地集約の程度を定量的に評価するための検討を進めているところであるが、地域における集約化の進捗を地図により見える化することは重要な取組であることから、その基礎となる農地情報公開システム（全国農地ナビ）の情報の定期的な更新について、農地法に基づき、農業委員会系統において適切に実施する。

- ⑦ 遊休農地の解消及び農地の有効利用を促進するため、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「農地バンク法」という。）第 8 条第 3 項第 4 号ロに基づき、農地バンクは、遊休農地が解消されれば担い手等が借り受ける見込みがある場合には、当該農地の所有者等に対して遊休化の解消を促すことを事業規程の必須項目として位置付けることとしており、市町村や農業委員会と連携を強化して積極的に所有者等への働きかけに取り組む。また、農地中間管理権の取得の際には、単に遊休農地であることや受け手が現状いないことをもって取得基準に適合しないと判断せず、機構が借り受けて維持管理を行いながら受け手を探すという農地バンク事業本来の趣旨に則った判断を行う。
- ⑧ 所有者不明農地対策（改正農業経営基盤強化促進法等）の活用実績が偏在していることから、市町村、農業委員会等に対して、制度の周知を行い、積極的に活用する。
- ⑨ 機構集積協力金は、農地の集積・集約化を地域ぐるみで進める観点から、地域タイプに重点化したところであるが、地域集積協力金の交付対象面積と農地バンクの転貸面積の相関性については、各都道府県でかなりの濃淡がある。農地バンクの転貸面積に比べ地域集積協力金交付対象面積が大幅に少ない（地域集積協力金が活用されていない）都道府県については、その要因分析を十分に行い、本協力金が農地バンクの活用を通じた担い手への農地集積・集約化のインセンティブとして有効に活用されるよう、市町村等の関係機関とともに計画的な推進活動に取り組む。その際、令和 2 年度及び 3 年度の所要額についてよく検討するとともに、担い手への集積の取組が遅れている中山間地域における取組強化と担い手同士の耕作地の交換等による分散錯圃解消支援（集約化タイプ）に関する周知徹底とフォローアップにもしっかりと取り組む。
- ⑩ 各都道府県に造成した農業構造改革支援基金の活用状況を見ると、基金が枯渇する（又は枯渇が見込まれる）県がある一方で、令和 5 年度においても基金残が見込まれる県がある。このため、現時点で基金残がある県については、今後の所要額の見通し等を整理し、基金事業完了後の国庫返納に向けた事務手続き等について検討を進める。

#### 4 果樹、茶、有機農業、放牧等の推進について

- ① 果樹・茶については、果樹産地構造改革計画の策定・見直しや人・農地プランの実質化等に向けた地域の話合いを通じ、長期的な経営継承と農地利用の在り方を地域ごとに決めていくことが重要であり、農地バンクは各種産地協議会との連携を強化し、新植・改植、基盤整備や経営継承といった農地集積の機運を逃すことなく農地バンク事業の活用につなげていく。

その際、2の④に示した研修事業を活用し、研修を受講した担い手等が貸借を希望する場合には転貸を行い、更に、売買を希望する場合には機構特例事業を活用するなど、受け手となる担い手の意向に合わせて段階的に農地の利用調整を進めていくことも有効である。

- ② 有機農業はその特性上、慣行農業の圃場と隣接した場合、効率性が低くなるため、有

機農業に取り組む圃場を集約し、団地化を図ることが有効である。また、放牧は、1～2頭当たり1ha程度の放牧地が必要であること、放牧地として長期的な利用が求められることから、放牧に取り組む圃場を集約し、団地化を図ることが有効である。このため、人・農地プラン等の地域の話合いを通じて、予め有機農業や放牧に取り組む区域を定めて長期的に農地利用を誘導していくなど、農地バンクの活用を通じた団地化に配慮した貸付けを有機農業又は畜産関係団体と連携しながら促進する。その際、農地バンクの借受公募において借受希望農地等のニーズの詳細を把握する。

- ③ 中山間地域については、高齢化や担い手不足がより深刻化している等の実態を踏まえ、中山間地域の対応強化策として地域集積協力金の農地バンクの活用要件を緩和しており、本協力金の活用のほか、必要に応じて、基盤整備事業の活用等、他の補助事業も組み合わせながら、農地バンクの活用を進める。
- ④ 麦・大豆の増産に向け、基本計画においては、作付の連坦化・団地化を進めることとしているが、関係部局と連携し、作付の連坦化・団地化を農地の集積・集約化に繋げることが重要である。特に、ブロックローテーションについては、対象農地について、連名による権利設定をすることにより、手続を改めて行うことなく、ローテーションを行うことが可能であり、こうした手法も活用する。

## 5 その他

- ① 受け手の負担軽減を図る観点から、農地バンク法施行規則第12条に基づく添付書類の省略を徹底すること。また、法定外で任意に徴収している書類については、各農地バンクにおいて再度必要性について精査を行い、添付書類の削減を進める。
- ② 本通知に定めのない事項については、「「改正農地バンク法を踏まえた農地の利用集積・集約化の加速に向けた農地バンクの推進体制の再構築等について」の一部改正について」（令和元年11月1日付け元経営第1599号農林水産省経営局長通知）に基づき引き続き取り組むこととする。

## II 今後の進め方

- ① Iの対応状況・方針について、本年9月以降、農林水産省経営局と各都道府県・農地バンク・県農業委員会ネットワーク機構等とで意見交換を行う。
- ② 意見交換の結果を踏まえて、調整を行った上で、その活動計画等に基づいた取組を実施する。望ましい取組内容については、他の都道府県にも展開するとともに、この改善方針についても必要に応じて変更する。
- ③ 各都道府県における活動計画等の実施状況については、事業の実施状況等をみながら、必要に応じフォローアップを行う。